

令和 6 年度から適用される個人住民税の主な税制改正について

令和 6 年度から適用される個人住民税の主な改正事項は以下のとおりです。

1. 国外居住親族にかかる扶養控除等の見直し
2. 上場株式等の配当所得等にかかる課税方式の統一
3. 森林環境税の創設

1. 国外居住親族にかかる扶養控除等の見直し

国外に居住する扶養親族等については、控除の適用について、国内源泉所得のみで判定されるため、国外で一定程度の稼得のある親族であっても控除対象となることを解消するための見直しです。

30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族で、次の 1 から 3 のいずれにも該当しない人については、控除対象扶養親族および非課税限度額の算定の対象となる扶養親族から除外されることとなりました。

1. 留学生（注 1）
2. 障害のある人
3. 生活費または教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人

（注 1） 1 の留学によって国外居住者となった人または 3 の納税義務者から生活費または教育費として年 38 万円以上の金銭を受け取っている人について扶養控除の適用を受けるためには、該当することを明らかにする書類の提出または提示が必要です。

【参考】 国税庁『非居住者の親族について扶養控除等の適用を受ける方へ』
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm>

2. 上場株式等の配当所得等にかかる課税方式の統一

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、金融所得課税は所得税と個人住民税を一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から課税方式を統一させることとなりました。

これにより、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

■所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告した場合

所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告すると、個人住民税でも合計所得金額や総所得金額等にこれらの所得が算入されます。

これにより、個人住民税における扶養控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出ることがあります。

《対照表》

申告年度	所得税の課税方式	住民税の課税方式
令和 5 年度まで	・ 申告不要（申告しない） ・ 総合課税 ・ 申告分離課税 3 つより選択	・ 申告不要（申告しない） ・ 総合課税 ・ 申告分離課税 3 つより選択
令和 6 年度から	・ 申告不要（申告しない） ・ 総合課税 ・ 申告分離課税 3 つより選択	所得税と同じ課税方式

3. 森林環境税の創設

パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、均等割と併せて年額 1,000 円が課税されます。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県および市区町村へ譲与されます。

なお、平成 26 年度から東日本大震災からの復興に関し、防災のための施策に要する費用の財源を確保することを目的に、均等割に年額 1,000 円が課税されていましたが、こちらは令和 5 年度で終了します。

《均等割内訳表》

税目		令和 5 年度まで	令和 6 年度から
国税（森林環境税）		－	1,000 円
市県民税 均等割	県民税	2,000 円	1,500 円
	市民税	3,500 円	3,000 円
合計		5,500 円	5,500 円